

大阪市北区地域福祉計画

～この間の成果と次期計画策定に向けて～

令和6年2月

北区役所

第2期大阪市北区地域福祉計画

基本理念

人と人とのつながりと支え合いのまち北区

～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～

大切にしたい視点

6つの視点

新 気にかける
地域づくり

だれもが
「受け手」であり
「担い手」

多様性を理解し
共生する地域

だれもが
つながるまち

団体（地域）や組織
の強みや特性を生
かした交流や連携

ふくしの学びから
生まれた場づくり

令和4年6月30日
付帯決議

取り組みの柱

3つの柱

- 【1】 地域でつながり支え合う活動の支援
- 【2】 “きめ細かい”相談・支援の充実
- 【3】 ふくしのまなび

高齢者・障がいのある方への支援

- 【1】 地域でつながり支え合う活動の支援
- 【2】 “きめ細かい”相談・支援の充実

◆専門的な知識を持った人材や地域の身近な相談窓口を各地域等に配置。

各種相談および訪問相談を実施

◆単身高齢者や認知症高齢者、重度障がい者などの要援護者、
「8050問題」※など、地域で孤立しがちな人への支援と見守り



※「8050問題」とは
引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになり、80代の親と50代の子の親子関係での問題

住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業

◎専門的な知識を持ったコミュニティソーシャルワーカー（CSW）

令和5年度 2名配置（R4年度：2名配置）

◎地域の身近な相談窓口である地域福祉コーディネーター（Co）

地域集会所を拠点として15地域15名配置（R4：16地域16名配置）



地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

◎地域の見守り活動への支援

◎孤立世帯等への専門職による対応

令和5年度 3名配置【見守り相談室管理者（SV）1名含む】（R4：3名配置）

高齢者の方への支援

- 【1】 地域でつながり支え合う活動の支援
- 【2】 “きめ細かい”相談・支援の充実

◆相談支援の充実（地域福祉コーディネーター）

専門的な知識を持った職員による地域での各種相談および訪問相談を実施

・相談等件数（前年比+15,593件）



年度・内容	①相談	②見守り・声掛け	③連絡・調整	合計
令和3年度	1,637件	6,899件	9,327件	17,908件
令和4年度	1,672件	20,815件	11,014件	33,501件

◆ふれあい喫茶・食事サービス等の取り組み

コロナ禍を経験し、地域の支え合いや事業継続の大切さを学ぶ。

会食や配食等、各地域が工夫を重ね事業を継続させてきた。

13地域で実施（19地域中）



◆はつらつ脳活性化事業として、いきいき百歳体操や、はつらつ脳活性化教室を各地域で実施（認知症予防プログラムを地域と協働してできるように市民啓発、サポーター育成を実施）

15地域で実施
（19地域中）

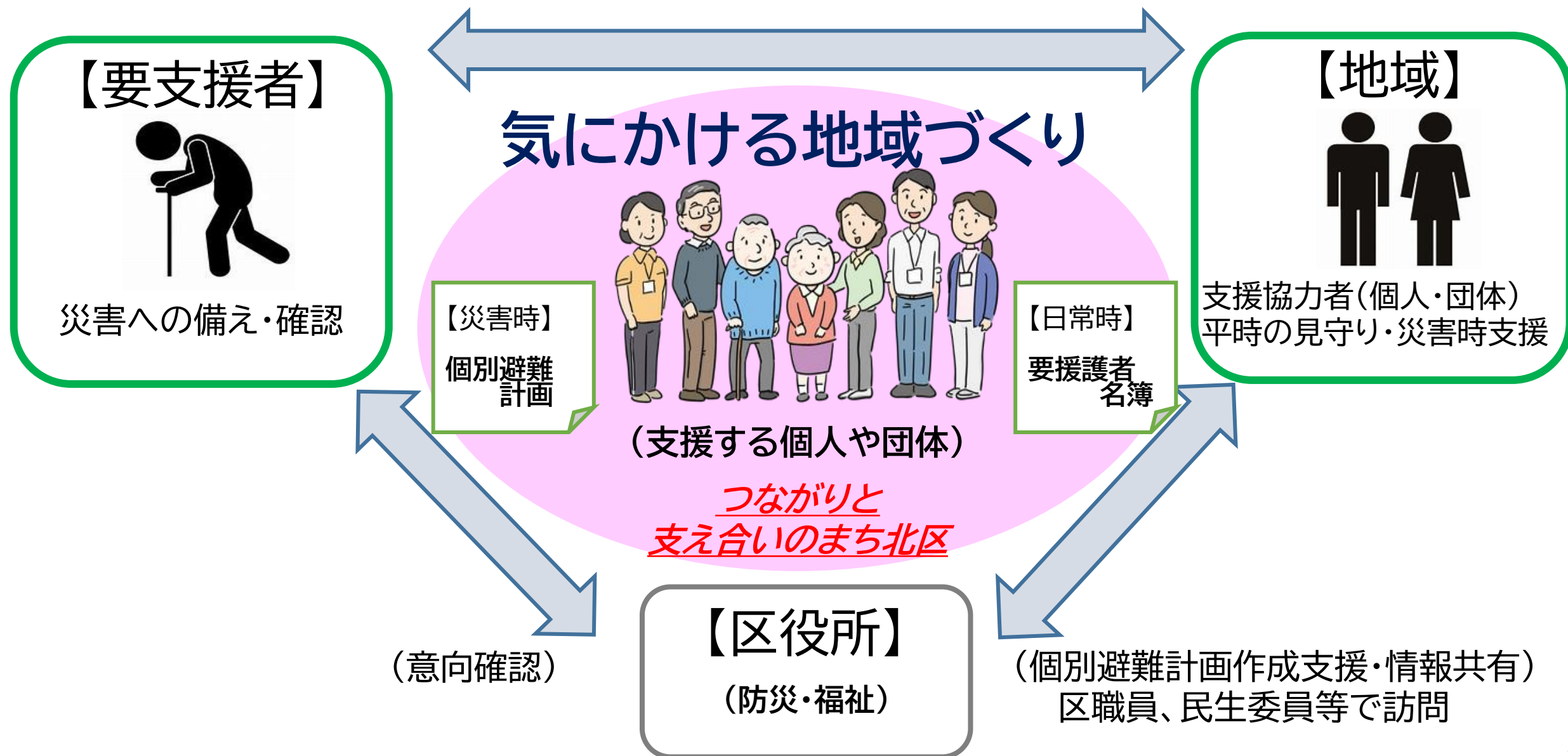
新たな地域・団体（マンション等）での開催は保健師もサポート



◆『大阪北区ジシン本』風水害編「台風がキタ!」を活用し、高齢者の方にも分かりやすい動画の作成



災害時も含めた自助・共助・公助の連携による支援体制づくり



障がいのある方への支援

- 【1】 地域でつながり支え合う活動の支援
- 【3】 ふくしのまなび

◆障がい者の社会参加と自立促進を目的に、障がい者支援事業所で作成された生地加工品（マスク・エコバッグなど）の販売を区役所敷地内で実施

◆就労系障がい福祉サービスを周知



◆障がいのある方への理解・交流と地域社会への参加を進めることをめざし、北区障がい者自立支援協議会とともに、障がいのある方と健常者がともに参加する「ユニバーサルスポーツ」の取組みの推進（次ページに詳細有り）



◆中学生を対象に障がい者理解を目的に障がい当事者と協働し福祉教育を実施



◆障がいのある子どもや、世帯に課題のあるこどもたちを対象にした日帰り農業収穫体験等を開催（地域活性化事業）



【北区障がい者スポーツイベント「ゆるっとふわっと みんなでスポーツしよ!」を開催】

日 時: 令和5年3月4日(土) 13:00~14:30

場 所: 北スポーツセンター

内 容: 「ボッチャ」「スリーアイズ」「ふうせんバレー」「からだづくり運動」など

人 数: 区内障がい児支援施設などから、児童、保護者等を含む約70名・スタッフ約30名参加



令和6年2月18日(日)
～みんなであそぼ～
開催予定

年齢や障がいに関わらず、誰もが気軽に楽しめるNEWスポーツ

パラスポーツ展
令和5年8月21日～8月25日
区役所: 区民交流プラザ

パネルや用具の展示を通して、
パラスポーツ競技の周知と啓発を行う



生活に困窮されている方への支援

- 【1】 地域でつながり支え合う活動の支援
- 【2】 “きめ細かい”相談・支援の充実

- ◆北区社会福祉協議会と企業の連携により、各家庭で使い切れない未使用食品や日用品を持ち寄り、地域の福祉施設・団体などに寄贈（フードドライブ・日用品ドライブ）
 - ・フードパントリー年2回開催 1回につき:対象80世帯
 - ・ファミマフードドライブ協力店舗 4店舗（令和5年10月現在）

- ◆北区社会福祉協議会及び区内企業と連携し、区内の「こども食堂」活動への協力、生活に困窮されている家庭への支援やさまざまな居場所づくりを支援



◆総合的な相談支援体制

複合的な課題や制度の狭間にある課題等に対し相談支援体制の充実を図る

- ・令和4年度 相談実績 新規13件 継続2件
- ・令和3年度 相談実績 新規15件 継続3件

- ◆北区生活困窮者支援会議による生活困窮者の自立支援相談

- ◆「よりそい」サポートによる自立支援相談



- ・令和4年度 相談実績 新規579件 継続157件
- ・令和3年度 相談実績 新規297件 継続 50件

子育て世帯の方への支援

切れ目のない支援で子どもの笑顔を守る



北区版”ネウボラ”

※「ネウボラ」とは、

フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とそのための地域拠点そのもの

妊娠期から乳幼児期

◆母子保健事業

（保健師との顔の見える関係づくり・育児不安の解消）

◆保健師との顔が見える関係づくり

母子健康手帳の発行段階から乳幼児健康
診断などの各種母子保健事業の機会を活用



◆親子の絆づくりプログラム等

第一子を育てる母親に育児知識の習得、
母親同士のつながりをもつ機会を作ることを目的



子育て世帯の方への支援

切れ目のない支援で子どもの笑顔を守る 【子育てぷらっとほーむ事業】

乳幼児期から

◆子育て支援ルームKikki運営事業

- ・子育て中の保護者同士の交流や、応援相談員が常駐し子育て支援施設や地域の子育てサロン等にも参加するきっかけをサポート

(例) 子育て支援施設での取組み・出張イベントの復活

- ・乳幼児・親子が自由に遊びに来れる「居場所」づくり
- ・親子で楽しめるイベント(ピラティス大人の教室や子育て講座など)を定期的を実施



未就学児期

◆保育施設への訪問支援事業

(プレススクールワーカーによる保育施設へのアウトリーチ事業) 2人配置

- ・令和5年:幼稚園6園、保育施設等91園ほか(令和4:幼稚園7園、保育施設等86園ほか)



就学児期

◆学校への訪問支援事業

(北区スクールソーシャルワーカーによる学校へのアウトリーチ事業) 2人配置

- ・中学校5校 小学校11校

◆区内小・中学校への支援(大阪市こどもサポートネット事業との連携)

- ・学校と区役所が連携して教育、保健福祉両面から子育て家庭を支える仕組み

重大な児童虐待ゼロをめざして 【子育てぷらっとほーむ事業】再掲

◆保育施設への訪問支援事業（プレスクールワーカーによる保育施設へのアウトリーチ事業）

- ・ 保育施設職員に対し、虐待防止のポイントなどのアドバイスや研修を実施
- ・ 児童虐待のリスクの気づき・見守りの目を強化し、重大な児童虐待の早期発見、未然防止



◆学校への訪問支援事業（北区スクールソーシャルワーカー(SSW)による学校へのアウトリーチ事業）

- ・ 不登校やいじめなどに対し手を差し伸べる対応だけではなく、保健福祉分野課題対応も先行して実施



◆区内小・中学校への支援（大阪市こどもサポートネット事業との連携）

- ・ 子どもたちの身近な相談窓口である学校で、専門的な知識を持った職員（北区SSW、こどもサポートネット事業SSW、推進員）が一体となり「チーム学校」として支援
- ・ 「チーム学校」一体として、子どもに何ができるかを考え、保護者に同意を得たうえで、専門的な相談先へつないだり、家庭訪問等による寄り添い支援を実施



重大な児童虐待ゼロをめざして

北区版”ネウボラ”

すべての子育て家族にとって、安心して気軽に相談できる場をめざす

現状の課題

誰に・どこに
相談したら
いいのかな？



妊娠

出産

子育て

相談

顔の見える関係

支援

母子健康手帳
交付時面接
(妊婦面接)
両親教室等



乳幼児健診
(3か月児・1歳6か月児・3歳児)

出生連絡票の受付
(出生届出時)
新生児訪問等



**あなたのお住まいの区役所に
地区担当保健師がいます。**

ヤングケアラーへの支援

こどもたちの健全な生活と成長環境を守る【子育てぷらっとほーむ事業】再掲

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

※イラストは、一般社団法人日本ケアラー連盟が作成したケアの一例

◆実態調査結果の概要（R3大阪市内中学生徒対象）

・ヤングケアラーの存在割合 9.1%

・ケアを要する家族とその状態及びケアの内容

（ケアの相手）

➡弟・妹、祖母、祖父、母、兄・姉、父等の順に多い
（ケアの内容）

➡話し相手、見守り、きょうだいの世話、家事など

・健康感と学校生活

ケアをしている者の方が、ケアをしていない者と比べて、健康感が低い傾向がみられた。

◆学校への訪問支援事業（北区スクールソーシャルワーカーによる学校へのアウトリーチ事業）

・学校や家庭で課題を抱える子どもへの働きかけ

◆区内小・中学校への支援（大阪市こどもサポートネット事業との連携）

・専門的な相談先へつないだり、家庭訪問等による寄り添い支援を実施



次期計画の策定について

- 3つの柱と6つの視点を維持しつつ、今日的な課題について考察していく

第3期 大阪市北区地域福祉計画策定のスケジュールについて

	令和5年度（検証）				令和6年度（策定）											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工程	検証会議				策定委員会						素案確定	パブコメ				公表
					地域等からの意見集約・計画書作成											
会議	● 支援連絡 会議			◆ 推進 会議							◆ 推進 会議			◆ 推進 会議	区政会議	

改正児童福祉法における「こども家庭センター」の設置（大阪市）

○改正児童福祉法 令和6年4月～

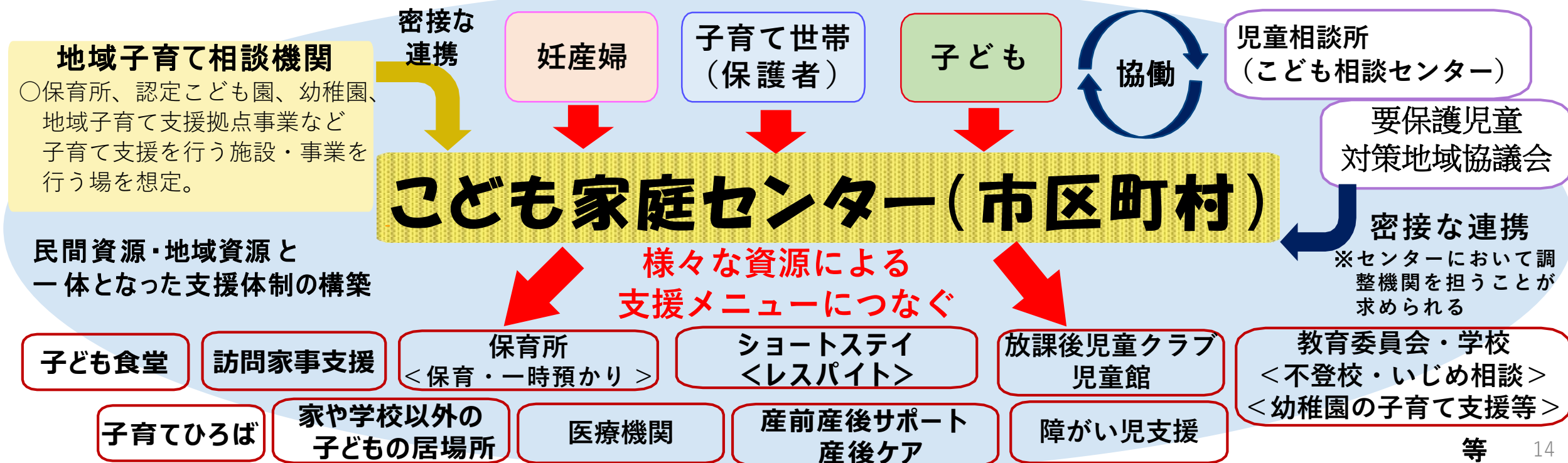
現行

- 子育て世代包括支援センター（母子保健）
- 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）

現在、各区保健福祉センターで
実施している相談支援等の取組（継続）

新規

- 全ての妊産婦に関わる母子保健分野と虐待相談をはじめとする児童相談全般を担う児童福祉分野が、一体的に相談支援を行う（こども家庭センターの設置）
- 身近に相談者がいない等孤立化が進む妊産婦や子育て家庭に、出来るだけ早期に関わり、市町村が確実に支援につなぐための支援計画を立てる。（サポートプラン（SP）の作成）



「こども家庭センター」の役割

母子保健と児童福祉の双方の支援が必要な妊産婦・子どもに対する支援

【大阪市の就学前児童】

リスク **低**

一般の妊産婦
子育て家庭

支援が必要な
妊産婦・子ども

要対協登録
就学前児童数 約2500人

施設入所中
就学前児童数
約380人

リスク **高**

就学前（0～5）児童数
約11万5300人

【対象外】
就学前
児童の
約2.5%

① 支援の必要な家庭の把握

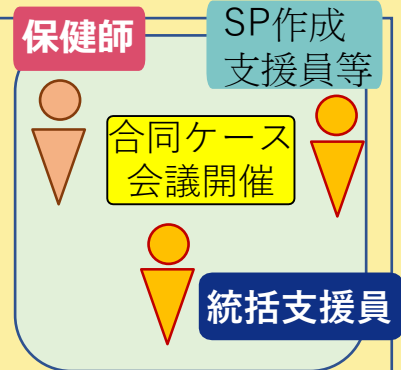
妊娠の届出時の面談や乳幼児健診等の母子保健施策を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握。

統括支援員に相談し、合同ケース会議に報告するか検討。

② 合同ケース会議の開催

統括支援員が開催を決定し、SP作成支援員が合同ケース会議の開催準備を行う。

統括支援員が中心となり、各家庭の情報や課題を共有した上で、当該家庭への支援方針の検討・決定を行う。



③ サポートプラン（SP）の作成

児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断された場合には、SP作成支援員が中心となってSPを作成し、保健師等と連携・協力して支援を実施。

北区におけるこども家庭センターの配置の考え方

【北区の組織体制のイメージ】

北区こども家庭センター

